土木事業委託積算基準　の　改定・追加・訂正

適用年月日（令和５年（2023年）８月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>ページ</th><th>改定</th><th>現行</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>設計編

〔４〕河川構造物設計

１．護岸設計

１－２護岸詳細設計

１－２－２作業区分</td>
<td>設河構-11</td>
<td>
<table>
<tr><th>名　称</th><th>業　務　内　容</th></tr>
<tr><td>数量計算</td><td>詳細設計として作成した設計図に基づき設計図書又は、数量算出要領により、工種別、区間別に数量を算出する。</td></tr>
<tr><td>概算工事費</td><td>詳細設計として作成した設計図及び数量等に基づき概算工事費を算出する。</td></tr>
<tr><td>照　査</td><td>下記に示す事項を標準として照査を行う。
①設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
②一般図を基に構造物の断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
③設計方針及び設計手法が適切であるかの確認を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時の応力についても照査を行う。
④設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><th>名　称</th><th>業　務　内　容</th></tr>
<tr><td>数量計算</td><td>詳細設計として作成した設計図に基づき設計図書又は、数量算出要領により、工種別、区間別に数量を算出する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>照　査</td><td>下記に示す事項を標準として照査を行う。
①設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
②一般図を基に構造物の断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
③設計方針及び設計手法が適切であるかの確認を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時の応力についても照査を行う。
④設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</td></tr>
</table>
</td>
<td>項目の追加</td>
</tr>
<tr>
<td>設計編

〔４〕河川構造物設計

１．護岸設計

１－２護岸詳細設計

１－２－３フローチャート</td>
<td>設河構-12</td>
<td>１１．数量計算
↓
１)本体土工数量
２)本体材料数量
３)仮設数量
↓
１２．概算工事費
↓
１３．照査
↓
１４．報告書作成
↓
納　品</td>
<td>１１．数量計算
↓
１)本体土工数量
２)本体材料数量
３)仮設数量
↓

↓
１２．照査
↓
１３．報告書作成
↓
納　品</td>
<td>作業の追加</td>
</tr>
</table>

土木事業委託積算基準の 改定・追加・訂正

適用年月日（令和５年（2023年）８月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>ページ</th><th>改定</th><th>現行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>設計編

〔４〕河川構造物設計

１．護岸設計

１－２護岸詳細設計

１－２－５標準歩掛</td><td>設河構-15</td><td>
<table>
<tr><td>施工単価コード</td><td>DXC40210</td></tr>
</table>
（１業務当り）
<table>
<tr><th rowspan="2">職　種
区　分</th><th colspan="7">直　接　人　件　費</th></tr>
<tr><th>主任技術者</th><th>技師長</th><th>主任技師</th><th>技師（A）</th><th>技師（B）</th><th>技師（C）</th><th>技術員</th></tr>
<tr><td>概　算　工　事　費</td><td></td><td></td><td></td><td>1.4</td><td>5.4</td><td>9.3</td><td></td></tr>
</table>
（注）１．見積必要品目がある場合は、実施時点での見積徴収作業を含む。
２．１－２－６ 歩掛の補正は適用しない。
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>歩掛の追加
新規</td></tr>
<tr><td>設計編

〔４〕河川構造物設計

１．護岸設計

１－２護岸詳細設計

１－２－６歩掛の補正</td><td>設河構-15</td><td>１－２－６　歩掛の補正（ただし、概算工事費には適用しない）
設計条件が標準歩掛と異なる場合には、標準歩掛に以下の補正係数を乗じて歩掛の補正を行うものとする。
Ｓ＝Ａ×（K1×K2×K3×K4）
Ｓ　：補正後の歩掛
Ａ　：護岸の標準歩掛
Kn：各項目の補正係数</td><td>１－２－６　歩掛の補正
設計条件が標準歩掛と異なる場合には、標準歩掛に以下の補正係数を乗じて歩掛の補正を行うものとする。
Ｓ＝Ａ×（K1×K2×K3×K4）
Ｓ　：補正後の歩掛
Ａ　：護岸の標準歩掛
Kn：各項目の補正係数</td><td>記述の追加</td></tr>
</table>

名　　称	業　　務　　内　　容
数量計算	詳細設計として作成した設計図に基づき設計図書又は、数量算出要領により、工種別、区間別に数量を算出する。
概算工事費	詳細設計として作成した設計図及び数量等に基づき概算工事費を算出する。
照　　査	下記に示す事項を標準として照査を行う。 ①設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。 ②一般図を基に構造物の断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 ③設計方針及び設計手法が適切であるかの確認を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時の応力についても照査を行う。 ④設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。
報告書作成	設計成果として、設計報告書、設計図、数量計算書等をとりまとめ、報告書を作成する。

１－２－３　フローチャート（案）

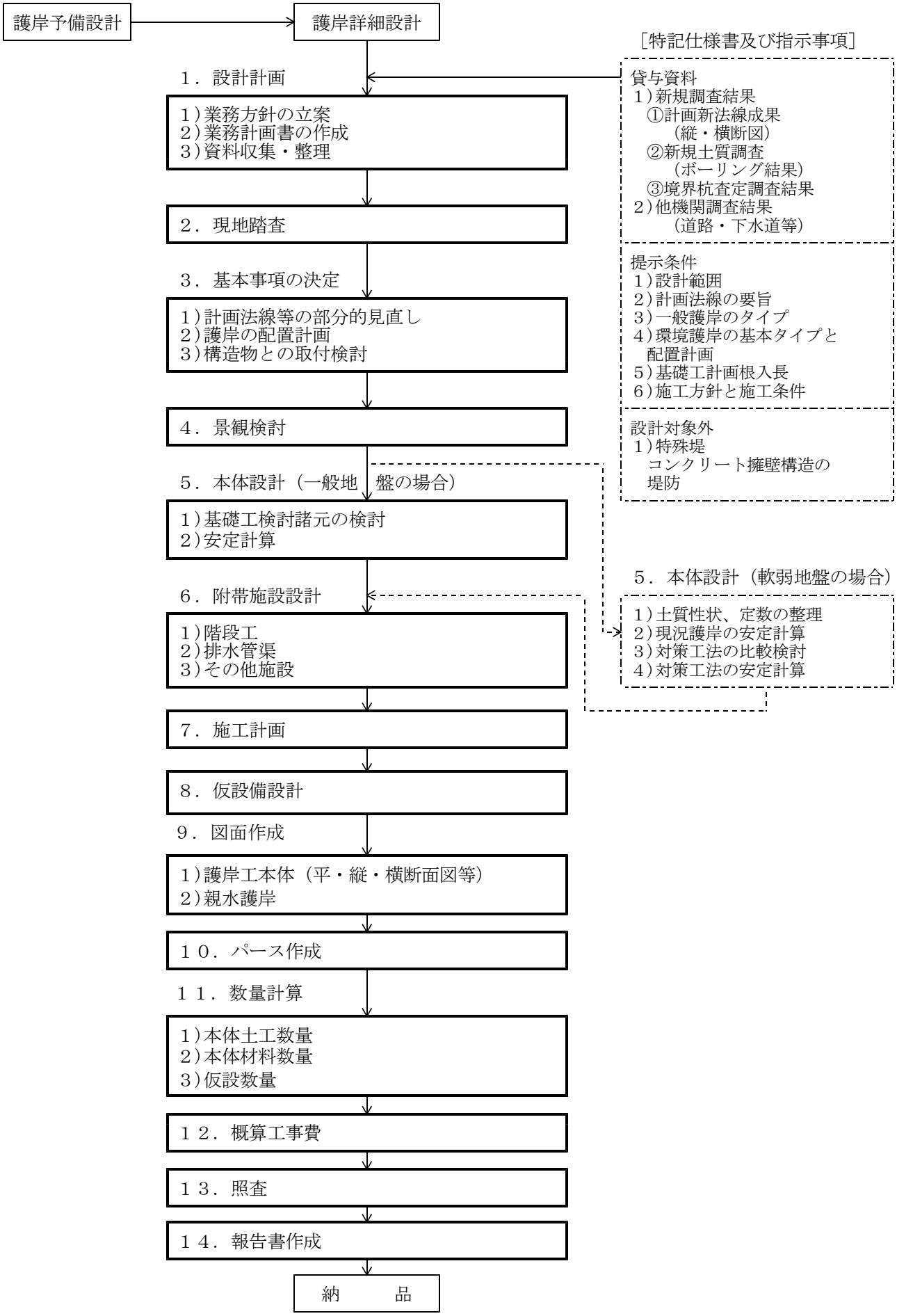

施工単価コード	DXC40210

（１業務当り）

職種 / 区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
概算工事費				１．４	５．４	９．３	

（注）１．見積必要品目がある場合は、実施時点での見積徴収作業を含む。
２．１－２－６　歩掛の補正は適用しない。

１－２－６　歩掛の補正（ただし、概算工事費には適用しない）

設計条件が標準歩掛と異なる場合には、標準歩掛に以下の補正係数を乗じて歩掛の補正を行うものとする。

$$S = A \times (K1 \times K2 \times K3 \times K4)$$

S　：補正後の歩掛
A　：護岸の標準歩掛
Kn：各項目の補正係数

（１）設計延長に対する補正係数（K1）

設計延長による補正係数は、次式により算出し標準歩掛に乗ずるものとする。
なお、設計延長が１．４ｋｍを超える場合は、別途計上する。

$$K1 = 0.0025x + 0.5$$

K1：設計延長による補正係数
x　：設計延長（m）

（２）基礎地盤条件による補正係数（K2）

地盤条件	一般地盤	軟弱地盤
補正係数	１．００	１．０８

（３）測点間隔による補正係数（K3）

測点間隔（m）	２０～２５	４０～５０
補正係数	１．００	０．８１

（４）市街地における補正係数（K4）

地域区分	一般地区	市街地地区
補正係数	１．００	１．１３

（注）市街化地区とは既成市街地（ＤＩＤ区域）や都市計画区域等で、一般平地に比して小構造物等が多く又、変化点の多い地区が対象である。

１－２－７　その他

（１）打合せ

中間打合せの回数は５回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を変更する場合は、１回当たり、中間打合せ１回の人員を増減する。

（２）電子計算機使用料

電子計算機使用料として、直接人件費の２％を計上する。

１－２－８　護岸形式例

①築堤も含む護岸

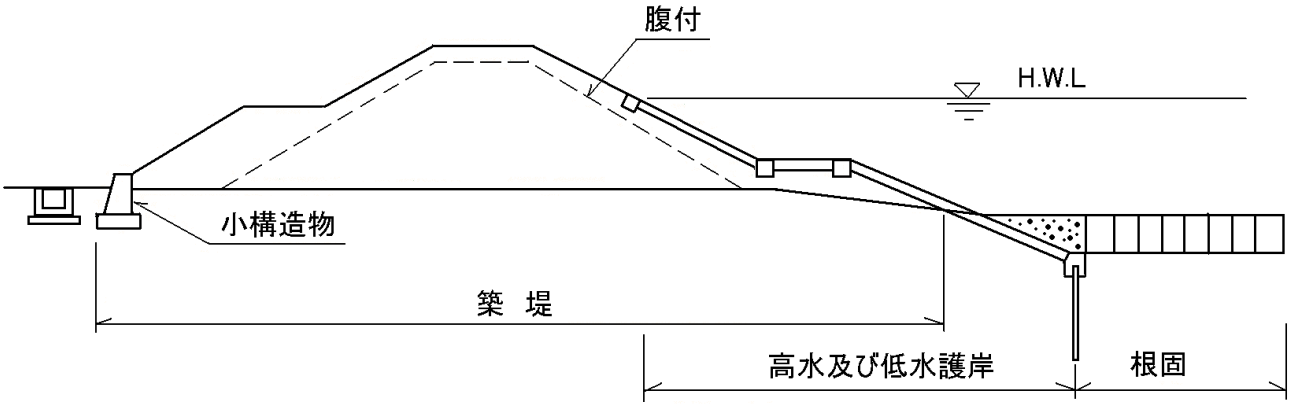

②既設の堤防がある場合の護岸

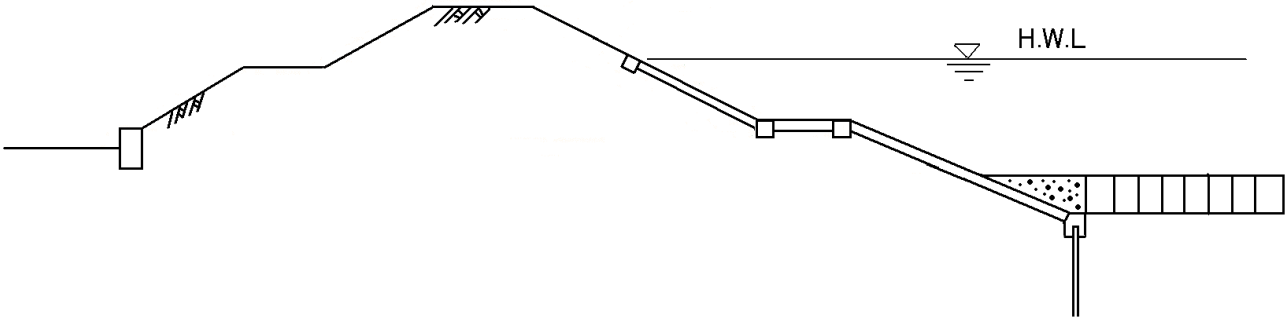
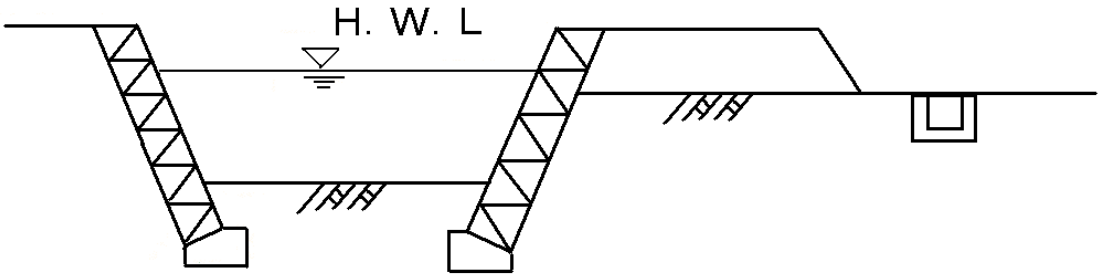
③ブロック積による護岸（石積も可）